

4 異性に対する暴力の根絶

1 配偶者等からの暴力に関する相談件数

配偶者等からの暴力に関する相談件数は、7,000件を超えている。

県内の配偶者暴力相談支援センターによせられた配偶者等からの暴力に関する相談件数は、前年度と比べると266件増加し、引き続き7千件を超えています。

* 配偶者暴力防止法の全面施行（平成14年4月）に伴い、県は平成14年度から配偶者暴力相談支援センターを設置しています。

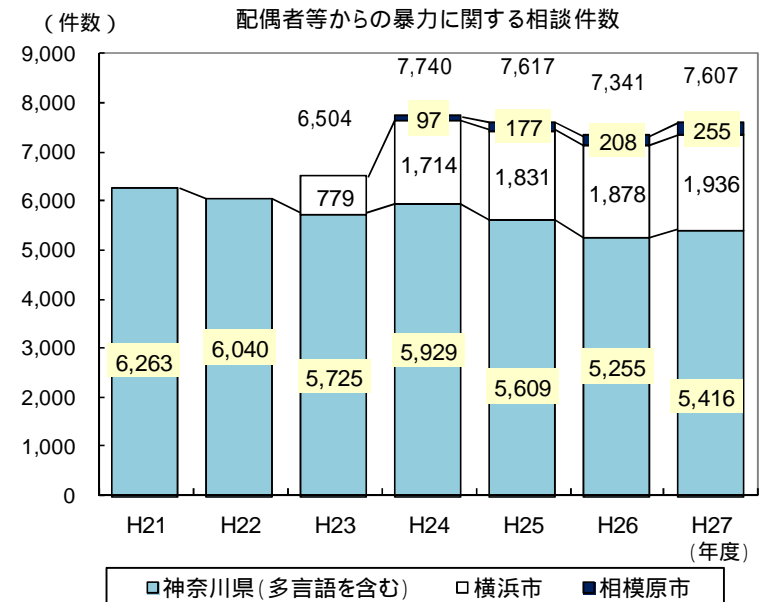
その後、平成23年9月に横浜市が、平成24年10月に相模原市が配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

また、平成28年4月には、川崎市が同センターを設置し、同年5月から相談を受け付けています。

* 平成18年度から県配偶者暴力相談支援センターで多言語による相談を実施しています。

* 平成27年度からは、県配偶者暴力相談支援センターの相談窓口を再編し、女性のための暴力相談、女性への暴力相談「週末ホットライン」、多言語による相談、男性被害者相談、DVに悩む男性のための相談を実施しています。

グラフ 2 2



(神奈川県県民局調べより作成)

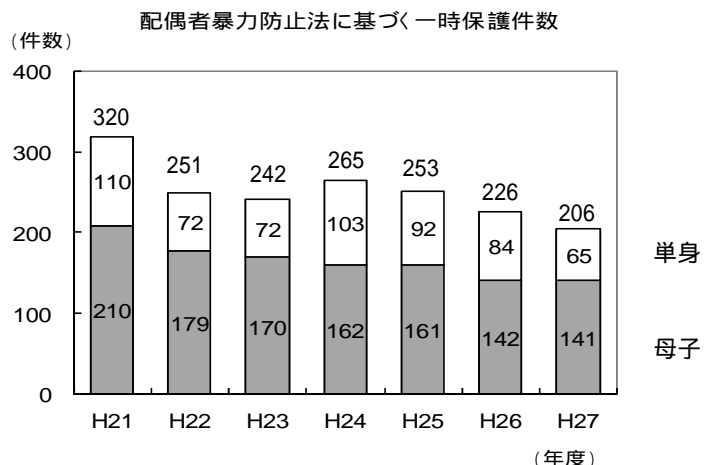
2 配偶者暴力防止法に基づく一時保護件数

配偶者暴力防止法に基づき一時保護した被害者の7割近くが子どもを同伴している。

神奈川県で平成27年度に配偶者暴力防止法に基づく一時保護を行った件数は、206件となっています。

また、一時保護件数のうち、母子での保護は141件で、一時保護をした被害者の7割近くが子どもを同伴しています。

グラフ 2 3



(「神奈川県県民局」調べより作成)

3 セクシュアル・ハラスメント相談件数

全国のセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、平成 26 年度は増加したが、27 年度は大きく減少した。

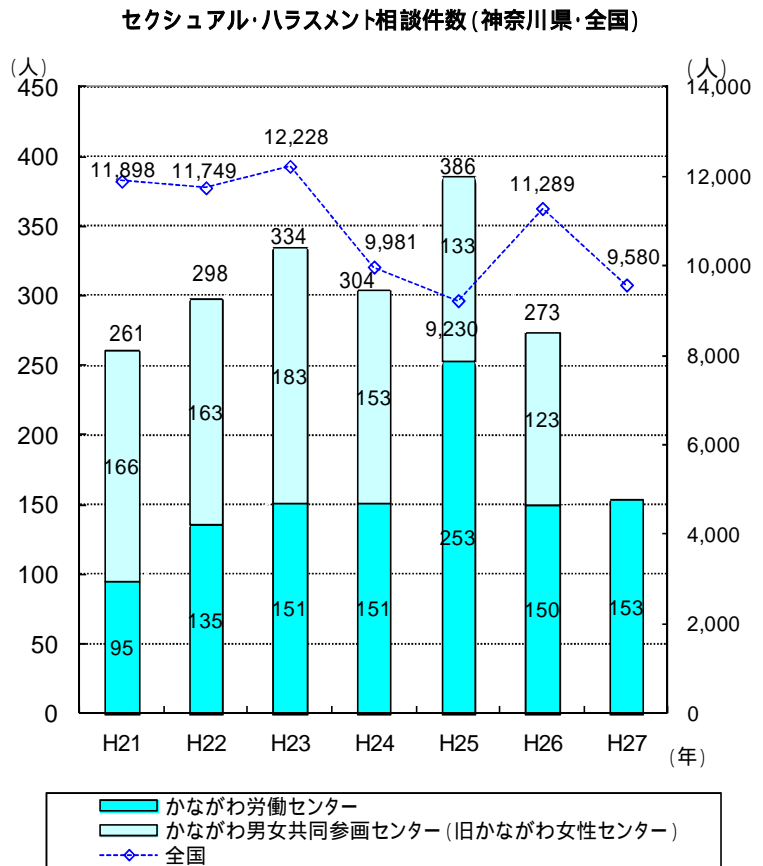
平成 27 年度に、都道府県労働局雇用均等室（全国）によせられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、前年度より 1,709 件減少して 9,580 件でした。

また、かながわ労働センターで受けた相談件数は 153 件で、前年度から 3 件増加しました。

* かながわ女性センターのセクシュアル・ハラスメントの相談は、平成 26 年度で終了しました。

* かながわ女性センターは平成 27 年 4 月より相談窓口を再編し、「かながわ男女共同参画センター」に名称変更し、藤沢合同庁舎に移転しました。

グラフ 2 4



(厚生労働省「雇用機会均等法の施行状況」及びかながわ労働センター「神奈川県労働相談の概況」より作成)

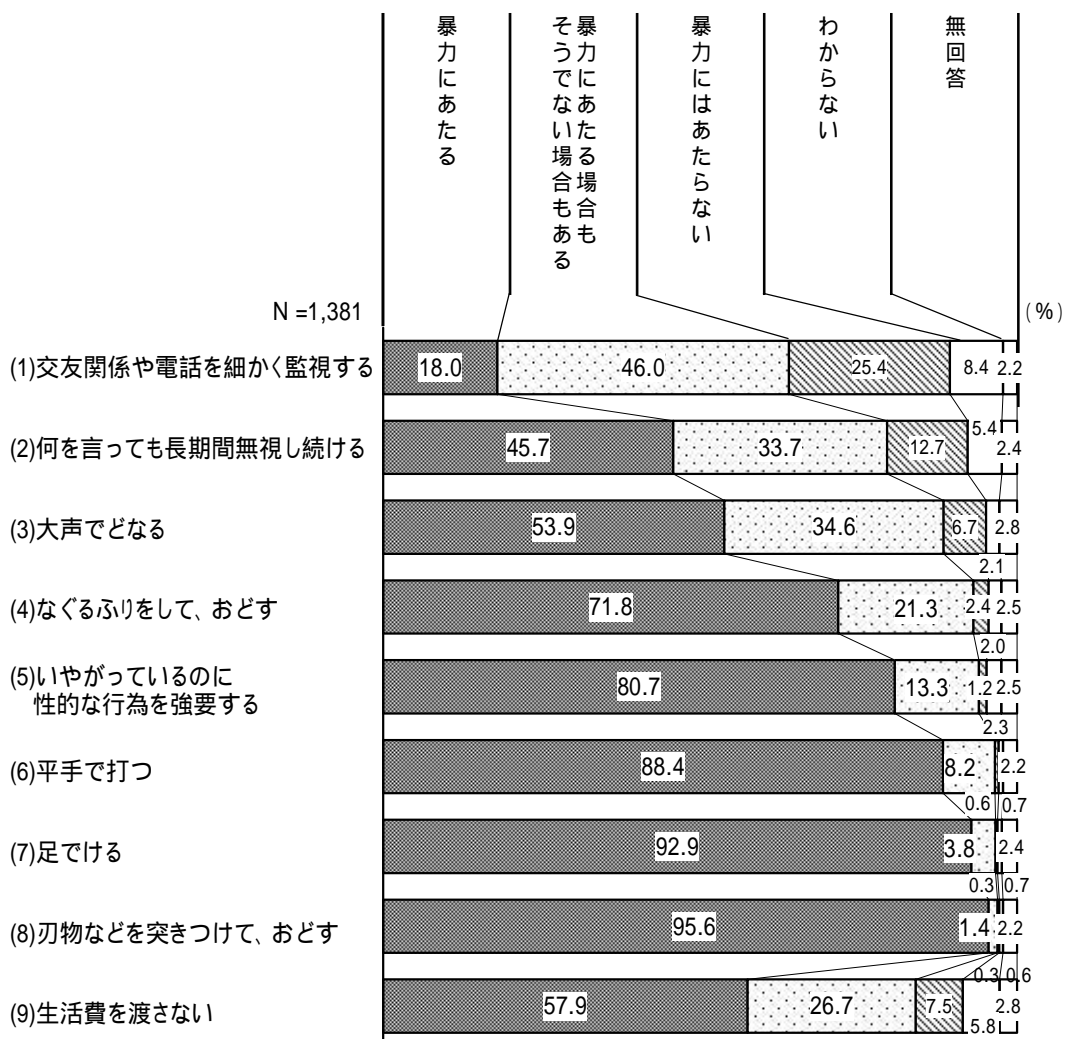
4 夫婦間での暴力についての認識

「交友関係や電話を細かく監視する」を除くすべての項目で、「暴力にあたる」が「暴力にあたらない」を上回っている。

平成 24 年度神奈川県県民ニーズ調査によると、夫婦間（事実婚や別居中も含む）で次の（１）から（９）までの行為が行われた場合、それを暴力だと思うか、尋ねたところ、「交友関係や電話を細かく監視する」行為で、「暴力にあたらない」が「暴力にあたる」を上回っていますが、それ以外のすべての項目では「暴力にあたる」が「暴力にあたらない」を上回っています。

グラフ 2 5

夫婦間での暴力についての認識



(県民ニーズ調査(平成24年度)より作成)